

(趣旨)

第1条 この告示は、市川三郷町建設工事標準請負契約約款(令和2年市川三郷町訓令第5号)第10条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和及び兼任を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。  
(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - (2) 工事完成後、検査が終了するまでの期間
  - (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
  - (4) 工場制作を含む工事であって、工場制作のみが行われている期間
- (現場代理人の兼任)

第3条 町は、次に掲げる要件を全て満たしている工事に限り、現場代理人の兼任を申請できるものとする。

- (1) 本町発注工事であり、工事現場の相互の間隔が10km以下であること。
- (2) 兼任する工事の請負金額が、それぞれ4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満であること。
- (3) 特記仕様書等に兼任を認めない旨が明示されていないこと。
- (4) 現場代理人は、必ずいずれかの当該工事現場に駐在すること。
- (5) 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し現場管理に当たること。
- (6) 現場代理人が当該工事現場を離れる際には、当該工事現場の安全管理及び施工に関する責任者を配置し、安全管理の徹底を図り、住民対応等に配慮すること。
- (7) 現場代理人は、兼任する双方の監督員と連絡が取れる体制を確保し、緊急時には、現場に急行できること。

2 兼任できる工事は2件までとする。ただし、次の各号に定める場合についてはこの限りでない。

- (1) 施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性又は連続性が認められる工事
- (2) 災害復旧に係る工事

(現場代理人の兼任申請)

第4条 請負者は、現場代理人の兼任を希望する場合は、契約締結時又は契約締結後直ちに現場代理人兼任申請書(別記様式。以下「申請書」という。)により発注者に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合は、当該工事の主管課の長は、必要に応じ既に現場代理人として常駐している工事の主管課の長に意見を求め、兼任の適否を判断するものとする。

3 町は、兼任の適否が判断されたときは、速やかに受注者に対し現場代理人兼務承認・不承認を交付するものとする。

(変更契約時の取扱い)

第5条 兼任配置とした工事について、その後の設計変更等の理由により第3条第1項第2号に規定する金額以上となった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。

(虚偽等の対応)

第6条 町は、請負者から提出された兼任申請書の記載内容について虚偽の記載があった場合は、指名停止措置や契約解除等の措置を講ずるものとする。

2 町は、現場代理人を兼任する工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備が原因による事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、兼任を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。